

盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携 35 周年記念事業 姉妹都市交流事業補助 実施要項

1 事業の目的

盛岡市内の市民及び民間団体が主催する姉妹都市交流事業、姉妹都市提携 35 周年記念事業を支援するため、盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携 35 周年記念事業実行委員会（以下、実行委員会）が定める対象経費に対して補助金を交付することで、民間レベルの盛岡市とビクトリア市の新たな姉妹都市交流の機会の創出、既存の姉妹都市交流の一層の推進に資することを目的といたします。

2 事業の内容

当事業に係る補助内容については、「盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携 35 周年記念事業実行委員会補助金交付要綱」に基づくものとし、令和 2 年 4 月 1 日から、令和 3 年 2 月 28 日までに実施する事業を対象とします。

3 募集期間

令和 2 年 2 月 17 日（月）から令和 2 年 3 月 13 日（金）まで

4 申請方法

上記の募集期間中に実行委員会あて下記の申請書類を提出

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（任意様式）
- (3) 収支予算書（様式第 2 号）
- (4) 団体概要調書（様式第 3 号）

5 交付の決定

補助金の交付については、募集期間終了後、実行委員会で決定します。

また、令和 2 年 4 月 1 日以降の実施であれば、補助金交付決定前に事業に着手することは可能ですが、審査の結果、補助の対象とならなかった場合、該当団体への支出は行えないことはもとより、採択となった場合でも、補助対象経費ではないものについては支出できませんので、十分に御留意願います。

6 その他

- ・補助金額は、事業経費のうち実行委員会で定める対象経費にかかる額（1 団体につき上限 30 万円とする。）
- ・交付決定事業に限り、「盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携 35 周年記念事業」の冠称の使用及びロゴマークの使用を許可する。
- ・盛岡市役所公式ホームページによる交付決定事業の周知を行う。